

令和元年 第2回臨時会

浪江町議会会議録

令和元年5月8日 開会

令和元年5月8日 閉会

浪江町議会

令和元年第2回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（5月8日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議長の辞職	7
議長の選挙	9
副議長の選挙	11
議席の一部変更	15
常任委員会委員の選任について	15
議会運営委員会委員の選任について	17
議会編集特別委員会委員の選任について	17
承認第1号から承認第8号の一括上程、説明	19
承認第1号の質疑、討論、採決	33
承認第2号の質疑、討論、採決	35
承認第3号の質疑、討論、採決	35
承認第4号の質疑、討論、採決	36
承認第5号の質疑、討論、採決	36
承認第6号の質疑、討論、採決	37
承認第7号の質疑、討論、採決	37
承認第8号の質疑、討論、採決	44
閉会の宣告	47

浪江町告示第 5 5 号

令和元年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 3 1 年 4 月 1 0 日

浪江町長 吉 田 数 博

- 1 日 時 令和元年 5 月 8 日（水） 午前 9 時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 議長の辞職について
 - (2) 常任委員会委員の選任について
 - (3) 議会運営委員会委員の選任について
 - (4) 議会報編集特別委員会委員の選任について
 - (5) 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度浪江町一般会計補正予算（第7号）)
 - (6) 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号）)
 - (7) 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）)
 - (8) 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）)
 - (9) 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）)
 - (10) 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）)
 - (11) 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町税条例等の一部改正について)
 - (12) 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町国民健康保険税条例の一部改正について)

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	石紺野榮重君
5番	半谷正夫君	6番	石紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	石平本佳司君
9番	佐々木恵寿君	10番	石渡本泰彦君
11番	松田孝司君	12番	石山本幸一郎君
13番	山崎博文君	14番	石泉田重章君
15番	佐藤文子君	16番	石馬場績君

不応招議員（0名）

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和元年第2回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和元年5月8日(水曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長の辞職について
- 追加日程第1 議長の選挙
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 議席の一部変更
- 日程第 4 常任委員会委員の選任について
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 議会報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度浪江町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第 9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町税条例等の一部改正について)
- 日程第14 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町国民健康保険税条例の一部改正について)

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	紺野榮重君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	佐々木恵寿君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	山崎博文君	14番	泉田重章君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	畠山熙一郎君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横山秀樹君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田厚志	主任主査兼係長	志賀美樹
------	------	---------	------

書

記

鎌 田 典 太 朗

○議長（紺野榮重君） おはようございます。

東日本大震災から8年2カ月が過ぎようとしております。令和元年第2回臨時会に先立ち、地震、津波により犠牲となられた方々を初め、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。

地球温暖化防止の観点から、5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては、節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても、趣旨をご理解ください。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

ここで、本年4月1日より就任された小林弘典副町長からごあいさつをお願いします。

○副町長（小林弘典君） おはようございます。先の3月定例会においてご同意をいただき、4月1日より就任いたしました小林弘典でございます。もとより微力ではございますが、浪江町の復興、町政発展のため吉田町長の意を体し、誠心誠意全力を尽くしてまいる所存でございますので、議員の皆様方にはご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 次に、本年4月1日より新しく課長となられました職員の紹介を佐藤副町長よりお願いします。

○副町長（佐藤良樹君） おはようございます。

それでは、紹介を申し上げます。企画財政課長、西健一です。

○企画財政課長（西 健一君） おはようございます。よろしく願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前9時00分)

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、7番、佐々木勇治君、8番、平本佳司君、10番、渡邊泰彦君を指名します。

◎会期の決定

○議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定しました。

ここで、副議長と交代します。

〔議長退席、副議長着席〕

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前9時04分）

○副議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前9時04分）

◎議長の辞職

○副議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議長の辞職についてを議題とします。

議長、紺野榮重君から、会議規則第98条第1項の規定により議長の辞職願が提出されています。地方自治法第117条の規定により、紺野榮重君の退場を求めます。

〔4番 紺野榮重君退場〕

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前9時05分）

○副議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前9時05分）

-
- 副議長（佐々木恵寿君） 事務局長に辞職願を朗読させます。
[事務局長朗読]
- 副議長（佐々木恵寿君） お諮りします。
紺野榮重君の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、紺野榮重君の議長の辞職を許可することに決定しました。
紺野榮重君の入場を許可します。
[4番 紺野榮重君入場]
-

- 副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。
(午前9時06分)
-

- 副議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前9時06分)
-

- 副議長（佐々木恵寿君） ただいま議長が欠けました。地方自治法第106条の規定により、しばらくの間、私が議長の職務を行います。
-

- 副議長（佐々木恵寿君） ここで、議会運営委員会開催のため、暫時休議します。
委員の方は、第1委員会室にお集まりください。
(午前9時07分)
-

- 副議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前9時13分)
-

- 副議長（佐々木恵寿君） 資料配付のために、暫時休議とします。
(午前9時13分)
-

- 副議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前9時14分)
-

- 副議長（佐々木恵寿君） お諮りします。
お手元に配付のとおり、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（佐々木恵寿君） 追加日程第1、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票または指名推選のどちらの方法にするか、お諮りします。

投票による選挙という声がございます。選挙は投票で行うことに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。移動をご遠慮ください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。立会人には、会議規則第32条第2項の規定により10番、渡邊泰彦君及び11番、松田孝司君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名、すなわち議長にしたい方、1名の名前を記載してください。また、白票は無効となりますので、ご注意ください。

○副議長（佐々木恵寿君） 投票用紙配付のため、暫時休議します。

（午前9時17分）

○副議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前9時17分）

○副議長（佐々木恵寿君） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。会議規則第29条第2項の規定により職員に点検させます。事務局、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（佐々木恵寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長、点呼投票]

○副議長（佐々木恵寿君） 投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○副議長（佐々木恵寿君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

佐々木恵寿 9票

山崎博文君 7票 以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1ですので、4票です。よって、佐々木恵寿が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（佐々木恵寿君） ただいま不肖私が議長に当選しました。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知と同時に同意いたします。

ここで、私より就任のごあいさつを申し上げます。

ただいま投票の結果、伝統ある浪江町議会の議長として当選をさせていただきました。今、浪江町が置かれている立場は、ご存知のとおり震災からの復興をいかに成し遂げるかという最大の責務がございます。議長として、その責任の重さを身に迫る思いであります。今後、この町民から付託されている最大の責務を果たすために議員の皆様を初め、職員の皆様とともにこの浪江町の復興に向けて英知を結集して、頑張ってまいりたいと思うところでございます。

どうか今後ともよろしくお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

次に、私が議長に当選したことから自動的に副議長職を失職いたします。

ただいま副議長が欠けました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、議会運営委員会開催のため、暫時休

議します。

委員の方は、第1委員会室にお集まりください。

(午前9時32分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前9時37分)

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため、暫時休議します。

(午前9時38分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前9時38分)

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（佐々木恵寿君） 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票または指名推選のどちらの方法にするか、お諮りします。

投票による選挙という声がございます。選挙は投票で行うことに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。傍聴人も移動をご遠慮ください。

[議場閉鎖]

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。立会人には、会議規則第32条第2項の規定により12番、山本幸一郎君及び13番、山崎博文君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名、すなわち副議長にしたい方、1名の名前を記載してください。また、白票は無効となりますので、ご注意ください。

○議長（佐々木恵寿君） 投票用紙配付のため、暫時休議します。
（午前9時40分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
（午前9時41分）

○議長（佐々木恵寿君） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。会議規則第29条第2項の規定により職員に点検させます。事務局、点検をお願いします。
[投票箱点検]

○議長（佐々木恵寿君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
[事務局長、点呼投票]

○議長（佐々木恵寿君） 投票漏れは、ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。立会人、開票の立ち会いをお願いします。
[開票]

○議長（佐々木恵寿君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 16票
有効投票 16票
無効投票 0票です。

有効投票のうち

山崎博文君 8票
泉田重章君 8票 以上とおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1ですので、4票であり、山崎博文君と泉田重章君の投票数はいずれもこれを超えております。両者の投票数は同数であります。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、

くじで当選人を決定することになっています。山崎博文君、泉田重章君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によって、くじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは、抽選棒で行います。

立会人は、くじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。抽選棒は1番から10番まで抽選箱に入っており、抽選棒の数字の少ないほうが本くじを先に引くこととします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで暫時休議します。
(午前9時55分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前9時56分)

○議長（佐々木恵寿君） なお、立会人ではありますが、先ほどの結果山崎博文君が立会人としておりましたが、当該者になっておりますので、追加して15番、佐藤文子さんを立会人と指名します。

○議長（佐々木恵寿君） ここで暫時休議します。
(午前9時56分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前9時57分)

○議長（佐々木恵寿君） 事務局よりくじの説明が行われます。
[事務局説明]

○議長（佐々木恵寿君） それでは、山崎君、泉田君くじを引いてください。

[第1回目のくじ]

○議長（佐々木恵寿君） くじを引く順序が決まりましたので、報告します。初めに泉田重章君、次に山崎博文君、以上のおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。抽選棒は1番から10番まで抽選箱に入っており、抽選棒の数字の少ないほうが当選人となります。

まず、泉田重章君くじを引いてください。

次に、山崎博文君くじを引いてください。

[第2回目のくじ]

○議長（佐々木恵寿君） くじの結果を報告します。

くじの結果、山崎博文君が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場の開鎖]

○議長（佐々木恵寿君） ただいま副議長に当選された山崎博文君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

それでは、副議長に当選された山崎博文君より、ごあいさつをお願いします。登壇をお願いします。

[副議長 山崎博文君登壇]

○副議長（山崎博文君） ただいま副議長選挙及びくじ引きにおいて、副議長を仰せつかりました。重責に身の引き締まる思いであります。町民の心の復興、そして町の復興を加速させるためにもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

また、議会運営については、中立、公平、円滑なる議会運営を佐々木議長を補佐しながら務めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで議会運営委員会開催のため、暫時休議します。

委員の方は、第1委員会室にお集まりください。

(午前10時04分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前10時16分)

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため、暫時休議します。

(午前10時16分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前10時17分)

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

ただいまの選挙に伴い、お手元に配付のとおり、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議席の変更を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、議席の一部変更を行うことに決定しました。

◎議席の一部変更

○議長（佐々木恵寿君） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため、暫時休議します。
(午前10時18分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時19分)

○議長（佐々木恵寿君） 変更後の議席は、お手元に配付のとおり、先例によって、議長は4番、副議長は9番の議席とし、初議会の仮議席をもとに、それぞれが順次移動した番号の議席とします。
席移動をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。
(午前10時20分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時21分)

◎常任委員会委員の選任について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員は、委員会条例第7条第2項の規定により議長が会議に諮って指名することになりますが、指名に当たっては、第2希望までの希望をとり、休憩中に、これを取りまとめたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

これからお配りする用紙に、氏名及び希望する委員会名を記入のうえ、事務局長へ提出願います。

○議長（佐々木恵寿君） ここで11時15分まで休議します。
(午前10時22分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前11時15分)

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。
お手元に配付の名簿のとおり常任委員会委員を指名したいと思
います。順不同ですので、ご容赦願います。
ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、常任委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任す
ることに決定しました。
なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項
の規定により、委員会において互選することになっています。これ
より、総務常任委員会は第1委員会室、産業建設常任委員会は第2
委員会室、文教厚生常任委員会は第3委員会室において、それぞれ
委員長及び副委員長を互選されるようお願いいたします。
その際、議会運営委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の推
薦についても協議してください。いずれの委員も、委員会条例第7
条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになりま
すが、指名に当たっては、先例にならい、各常任委員会から、委員
長ほか1名を議会運営委員会委員として、副委員長ほか1名を議会
報編集特別委員会委員として推薦していただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ここで11時45分まで休議します。
(午前11時17分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前11時45分)

○議長（佐々木恵寿君） ただいま、それぞれの常任委員会において
総務常任委員会委員長に山本幸一郎君、副委員長に半谷正夫君、産
業建設常任委員会委員長に平本佳司君、副委員長に高野武君、文教
厚生常任委員会委員長に渡邊泰彦君、副委員長に石井悠子君が、互
選されましたので、報告します。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため、暫時休議します。
(午前11時47分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前11時47分)

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。
議会運営委員会委員については、さきに各常任委員会で推薦をしていただきました。これに基づき、議会運営委員会委員には、お手元に配付のとおり、山本幸一郎君、紺野則夫君、平本佳司君、佐藤文子君、渡邊泰彦君、紺野榮重君を指名したいと思えます。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名しました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。
なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。
これより、委員の方は、第1委員会室にお集まりいただき、委員長及び副委員長を互選されるようお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、暫時休議します。
(午前11時48分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後0時02分)

○議長（佐々木恵寿君） ただいま、議会運営委員会において委員長に、佐藤文子君。
副委員長に、紺野則夫君が互選されましたので、報告します。

◎議会編集特別委員会委員の選任について

○議長（佐々木恵寿君） 次に、日程第6、議会報編集特別委員会委員

の選任についてを行います。

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため、暫時休議します。
(午後0時02分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後0時03分)

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。
議会報編集特別委員会委員については、さきに各常任委員会で推薦をしていただきました。これに基づき、議会報編集特別委員会委員には、お手元に配付のとおり、半谷正夫君、松田孝司君、高野武君、平本佳司君、石井悠子君、大浦泰夫君を指名したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名しました諸君を、議会報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。
なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。
これより、委員の方は、第1委員会室にお集まりいただき、委員長及び副委員長を互選されるようお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、暫時休議します。
(午後0時05分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後0時18分)

○議長（佐々木恵寿君） ただいま、議会報編集特別委員会において委員長に松田孝司君、副委員長に大浦泰夫君が互選されましたので、報告します。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、昼食休憩のため、午後1時30分まで休議といたします。
(午後0時18分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 1 時 3 0 分)

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

日程第 7、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町一般会計補正予算（第 7 号））から日程第14、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）までを一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 7、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町一般会計補正予算（第 7 号））から日程第14、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）までを一括議題とします。

◎承認第 1 号から承認第 8 号の一括上程、説明

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 7、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町一般会計補正予算（第 7 号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町一般会計補正予算（第 7 号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、地方交付税や各事業費が確定したことにより、平成30年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14億2353万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を345億7335万2000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、主な補正内容について、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開きください。まず、歳入でございます。款 2 地方譲与税、項 1 自動車重量譲与税、目 1 自動車重量譲与税1606万9000円の増、こちらは交付額の確定によるものでございます。

以下、交付額の確定によるものが続きますが、主なものをご紹介します。

款6 地方消費税交付金、7243万円の増、款7 自動車取得税交付金、1299万7000円の増、款9 地方交付税、2億136万6000円の増、いずれも交付額の確定によるものでございます。

続きまして、13ページになります。款13国庫支出金、項1 国庫負担金、目3 商工費国庫負担金、1億808万2000円の減、こちらは交流情報発信拠点施設整備事業の簡易パーキング整備事業負担金の確定によるものでございます。

その下、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、7986万4000円の減については、節1 総務費国庫補助金が3413万8000円の減、こちらは主な事業としましてため池の放射性物質対策、それからなみえ創成小中学校クラブハウス新築工事などの対象事業の確定による福島再生加速化交付金の減によるものでございます。

並びに、節3 被災者支援総合交付金が4572万6000円の減、こちらは主な事業としましては、町内コミュニティ再生支援事業の事業確定による減でございます。

続きまして、目4 農林水産業費国庫補助金、1500万円の減、こちらは国産花卉イノベーション推進事業補助金について、事業が国直轄事業になったことによる全額減でございます。

目5 商工費国庫補助金、2億8965万円の減、こちらは交流情報発信拠点施設整備事業の各工事に係る自立帰還支援雇用創出企業立地補助金が事業完了後交付となったことによる全額減でございます。

続きまして、14ページ、目6 土木費国庫補助金、3779万2000円の減、こちらはスマートコミュニティ構築補助金の交付額の確定によるものでございます。

次に、項3 委託金、目1 総務費委託金、2718万5000円の減、こちらは主に節3 原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金の2641万円の減でございます。主にタブレットを利用した絆再生支援事業、それから有害鳥獣対策費などの減によるものでございます。

続きまして、15ページでございますが、款14 県支出金、項1 県負担金、目4 商工費県負担金5596万9000円の減、こちらは交流情報発信拠点施設整備事業の簡易パーキング整備事業負担金の県負担分の確定によるものでございます。

続きまして、その下、項2 県補助金、目1 総務費県補助金、11億7324万2000円の減については、節1 総務管理費県補助金が4125万3000円の減、こちらは主に携帯電話等エリア整備支援事業補助金の事業費の精査等による減でございます。

並びに、節2 福島再生加速化交付金が、主に木材製造拠点整備事業の事業費の確定、及び町内サポートセンターの財源変更により減

となるものでございます。

続きまして、目2 民生費県補助金、5244万3000円の増、こちらは主に節1 社会福祉費県補助金の福島県避難指示解除区域等被災高齢者等生活支援事業補助金が、先ほどの町内サポートセンターの財源として新たに増としたものでございます。

続きまして、16ページでございます。目4 農林水産業費県補助金、3879万2000円の減、こちらは主に節1 農業費県補助金の営農再開支援事業補助金の事業費の確定による減でございます。

目5 商工費県補助金、1629万5000円の減、こちらは交流情報発信拠点施設整備事業の避難地域復興拠点推進交付金の平成30年度分の交付額の確定による減でございます。

続きまして、17ページ、下のほうになりますが、款17繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金5000万円の減、こちらは財源調整による繰り入れの減でございます。

目2 浪江町復旧・復興基金繰入金、3億626万1000円の増、こちらは主に事業完了後交付の交付金事業の財源調整による繰り入れ増でございます。

目3 東日本大震災復興交付金基金繰入金、5926万7000円の減、こちらは主にがけ地近接等危険住宅移転事業、震災遺構調査検討事業などの事業費の確定による減でございます。

18ページでございますが、目8 浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金、7535万6000円の減、こちらは主に農地保全管理事業、小熊田宮田線道路改良工事、南産業団地整備事業などの事業費の確定による減でございます。

目9 浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金繰入金、6448万3000円の減、こちらは交流情報発信拠点整備事業の確定による減でございます。

続きまして、20ページでございます。歳出でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目7 企画費、1億6012万6000円の減、こちらは主に節25積立金の浪江町復旧復興基金積立金、こちらは主に交流情報発信拠点施設整備事業の財源が確定したことによる減によるものでございます。

続きまして、21ページ、目8 情報管理費、6511万9000円の減、こちらは主に節13委託料及び節15工事請負費の減によるものでございまして、どちらも主に携帯電話等エリア整備支援事業による事業費確定並びに事業費の精査による減でございます。

目9 自治振興費、4572万6000円の減、こちらは主に町内コミュニティ再生支援業務委託料の事業費の確定によるものでございます。

目10財政調整基金費、1億2000万9000円の増、こちらは市町村交付金、それから総務費寄附金、ふるさと納税などの増による積み立ての増でございます。

続きまして、23ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費2013万円の減、こちらはサポートセンターの事業費の確定による不用残の減でございます。

続きまして、24ページ、款3民生費、項3災害救助費、目4災害救助救援対策費、1750万円の減、こちらは災害弔慰金の対象経費の確定による不用残の減でございます。

続きまして、26ページになります。款6農林水産業費、項1農業費、目4農業振興費、1851万5000円の減、こちらは主に節19負担金補助金及び交付金の主に国産花卉イノベーション推進事業補助金が国直轄事業になったことによる減が主なものでございます。

目6営農再開支援事業費、3789万5000円の減、こちらは営農再開支援事業補助金について、事業実績により不用残を減したものでございます。

27ページ、款6農林水産業費、項2農業土木費、目1農地保全管理費、7240万3000円の減、こちらは主に節15工事請負費の農地保全管理工事、ため池放射性物質対策工事の契約額の確定による不用残の減でございます。

続きまして、28ページでございます。款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、1629万5000円の減、こちらは交流情報発信拠点施設整備事業の交付額の確定による浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金積立金の減でございます。

目7企業誘致促進費、6億3071万円の減、こちらは主に節17公有財産購入費の木材製品生産機器の契約額の確定による減でございます。

続きまして、29ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、3736万7000円の減、こちらは主に節15工事請負費の道路改良工事小熊田宮田線の契約額の確定による減でございます。

一番下のほうになりますが、項4都市計画費、目1都市計画総務費、1881万6000円の減、こちらは主に節13委託料、次のページにまたがりませんが、発注者支援業務委託料などの事業費の確定によるものでございます。

目2公共下水道事業費、1873万2000円の減、こちらは災害復旧事業等の額が確定したことによる公共下水道事業特別会計操出金の減でございます。

目5防災集団移転促進事業費、1億5448万5000円の減、こちらは

浪江町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金並びに浪江町被災住宅再建補助金の事業費の確定による減でございます。

目6まちづくり整備事業費、1205万8000円の減、こちらは主に節19負担金補助金及び交付金の町内住宅再建支援補助金、住宅清掃費補助金などの事業費の確定による減でございます。

目7スマートコミュニティ事業費、9257万2000円の減、こちらは主に節15工事請負費、地産地消型災害公営住宅システム、こちらは災害公営住宅の太陽光発電システムの設置工事になりますが、その減によるものでございます。

続きまして、32ページ一番下になりますが、款10教育費、項5社会教育費、目5震災アーカイブ費、1517万1000円の減、こちらは主に震災遺構調査検討業務委託料の事業費の確定による減でございます。

続きまして、ページをお戻りいただきまして、6ページでございます。継続費補正でございます。いずれも契約額の変更により総額及び年割額を変更するものでございますが、款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、水産共同利用施設外構工事、それから款7商工費、項1商工費、事業名、交流情報発信拠点施設造成工事、同じく事業名、木材製品生産機器導入事業、それから款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、道路整備事業小熊田宮田線、いずれも契約額の確定による総額及び年割額の変更の補正でございます。

下のページでございますが、繰越明許費補正でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名、携帯電話等エリア整備支援事業、こちらは事業費の精査により次年度へ繰り越す額を変更するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、平成30年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を154万2000円とするものであります。

よろしく願いいたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第9、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4202万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億9662万9000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

- 議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

- 健康保険課長（掃部関久君） 承認第3号をご説明申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、4186万5000円を増額するものであります。これは、県補助金の交付見込みによるものであります。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。款8予備費、項1予備費、目1予備費、4186万4000円を増額いたします。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第10、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ850万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2034万6000円とする

ものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、承認第4号の主な内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

6ページをお開きください。初めに、歳入予算について、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1公共下水道使用料、節1公共下水道使用料413万1000円の増は、下水道使用料確定によるものです。

次に、款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金、1873万2000円の減、同じく目2基金繰入金、節1浪江町公共下水道事業基金繰入金、1291万3000円の減は、ともに事業の確定による減額です。

次に、款6諸収入、項1雑入、目1雑入、節1雑入、1901万2000円の増は、国道114号拡幅工事に伴う管渠移設補償金及び東京電力からの損害賠償金の確定によるものです。

次に、歳出予算については、下段の7ページをご覧ください。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務管理費、節25積立金、290万9000円の増は、東京電力からの損害賠償金確定によるものです。

また、目2下水道建設費、599万6000円の減、及び目3下水道維持管理費、522万1000円の減については、事業費の確定によるものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5152万9000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、承認第5号の主な内容につ

いて、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

6 ページをお開きください。初めに、歳入予算について、款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金、473万5000円の減、同じく目 2 基金繰入金、節 1 浪江町農業集落排水事業基金繰入金、304万8000円の減は、ともに事業費の確定によるものです。

次に、款 5 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入、630万3000円の増は、東京電力からの損害賠償金支払いによる増額です。

次に、歳出予算について、下段 7 ページをご覧ください。款 1 農業集落排水事業費、項 1 農業集落排水事業費、目 1 農業集落排水総務管理費、節 25 積立金、630万4000円の増は、東京電力からの損害賠償金支払いによるものです。

また、目 2 農業集落排水建設費、256万4000円の減、及び目 3 農業集落排水維持管理費、471万9000円の減については、事業費の確定によるものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6457万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億1946万8000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 承認第6号について、ご説明申し上げます。

予算書の事項別明細書 6 ページをお開きください。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金、5277万1000円の増、目 2 地域支援事業交付金（総合事業）、789万1000円の増、及び目 3 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）、259万4000円の増は、国庫補助金の交付決定によるものであります。

次、款5 県支出金、項2 県補助金、目2 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）、129万4000円の増は、県補助金の交付決定によるものであります。

次に、8 ページをお開きください。歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目6 特例予防サービス給付費、及び項5 特定入所者介護サービス費、目2 特定入所者介護予防サービス費の補正は、いずれもサービス料の増加によるものであります。

9 ページについては、款6 予備費、6413万5000円の増は、歳入歳出の調整によるものであります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地方税法等が改正されたことに伴う、浪江町税条例等の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、承認第7号資料により、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧くださいと思います。今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例等の一部を改正するものでございます。

1 ページの中段、2、改正の概要、全体の構成の表をご覧ください。改正する条文については、表の真ん中より右側のとおり、第1条から第5条までの構成となっております。本則の施行期日や過去の改正附則の一部改正の時期が異なることから、5条にわたる改正となっております。5条立てとなりましたので、新旧対照表も5つございます。

まず、第1条による改正の新旧対照表については、10ページから23ページまで、第2条による改正については、24ページから31ページまで、第3条による改正については、32ページ、33ページの2ページとなります、第4条による改正については、34ページ、第5条

による改正は、35ページから38ページとなっております。

なお、関連する改正については、一括してご説明いたします。また、条項ずれ及び字句の改正については、説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。浪江町税条例の一部改正でございます。特にお断りしない限りは、改正条例第1条による改正となりますが、関連する部分については、第2条、第3条の改正もあわせてご説明申し上げます。

税目ごとに改正内容をご説明させていただきます。まず、個人町民税の改正でございます。改正条例第3条による改正でございます。第24条第1項第2号で平成33年度分以降の個人町民税について、単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加するとともに、扶養親族申告書への記載事項の追加を規定するものでございます。

次に、第34条の7附則第7条の4、附則第9条の改正でふるさと納税による給付金税額控除について、過度な返礼品の競争を防ぐため、寄附した人に贈る返礼品を寄附金の3割以下の地場産品に規制をし、特例控除額の基礎対象を総務大臣が指定する地方公共団体に対する寄附金とすることに伴い関係する規定を整備するものでございます。

次に、改正条例第2条による改正です。第36条の2第7項の改正は、個人町民税の申告書の記載事項を簡素化できる旨の改正でございます。

下段、3ページをご覧くださいと思います。附則第7条の3の2の改正ですが、これは住宅ローン控除にかかる控除期間の拡充及び適用要件の緩和に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

税目変わりました、固定資産税の改正でございます。第71条第1項の固定資産税の減免規定について、新たに第4号を追加するものでございます。

次に、附則第10条の3第6項高規格堤防の整備に伴う減額措置でございます。これは、地震及び大洪水等に備え、高規格堤防整備のために転居された方が整備後に戻る場合の減額措置の申請等について規定するものでございます。

次に、附則第10条の4平成28年熊本地震の被災者が浪江町に代替家屋を取得した場合に受けられる固定資産税の特例について必要な申告等について規定するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。税目が変わりました、ここからは軽自動車税の改正となります。税制改正

により平成31年10月1日から新たに環境性能割が創設されます。また、現行の軽自動車税は、軽自動車税の種別割と名称が変更となります。この改正により、軽自動車税は、軽自動車税環境性能割と軽自動車税の種別割の2つで構成されることとなります。

改正条例第2条による附則第15条の2及び第15条の6第3項の改正について、下の表をご覧くださいと思います。平成31年10月1日から平成32年9月30日を特定期間とし、期間内に乗用の軽自動車を購入した場合、燃費性能に応じて非課税、または税率が1%減額されるものです。

次に、下段5ページをご覧くださいと思います。改正条例第2条附則第15条の2の2第2項から第4項についてですが、軽自動車税の環境性能割は当分の間県が徴収をいたします。

なお、軽自動車税環境性能割は、軽自動車税を取得された際に当該軽自動車の主たる定置場の所在地において当該軽自動車税を取得したものに課することとなります。また、環境性能割の課税標準は、軽自動車の通常の取得価格とし、免税店は50万円となります。

次に、平成31年度の軽自動車税の表をご覧ください。まず、左の列から種別区分、標準税率、環境性能による軽減ごとにア、イ、ウがございます。一番右側は、初めて車両番号の指定を受けてから14年以降に適用される税率が標準税率のおおむね20%増となります。

1枚おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。まず、附則第16条第1項は、先ほどご説明いたしましたエの税率を規定したものでございます。

次に、附則第6条の第2項、第3項、第4項でございますが、電気軽自動車及び天然ガス系自動車は、アの75%軽減を適用します。ガソリン軽自動車は、エネルギー効率によりイの50%軽減、ウの75%軽減を適用します。ア、イ、ウは、初めて課税される1年目のみの軽減税率が適用され、2年目以降は標準税率に戻ります。

次に、下段7ページの上段の表をご覧くださいと思います。これは、環境性能割の新設に伴いまして、軽自動車税の名称を軽自動車税の種別割と表した税率表となります。税率表については、現行制度を2年間延長したものとなりますので、6ページでご説明いたしました取り扱いと同様となります。

1枚おめくりいただきまして、8ページをご覧ください。これは、平成34年度及び平成35年度における軽自動車税の種別割の改正についての表でございます。これは、改正条例第3条による改正でございます。また、附則第16条第1項により、初めて車両番号を受けてから

13年経過した車両に対し、14年以降はエの欄が適用され、標準税率のおおむね20%の増額とするものでございます。

次に、附則第16条第2項ですが、軽自動車の乗用の電気軽自動車及び天然ガス系自動車は、平成34年度及び平成35年度に初めて課税される1年目のみ軽自動車税の種別割が（ア）の欄の税率となります。

これまでの税率についてまとめますと、平成31年度から平成33年度までの3年間は、現行のまま軽減内容は変わりませんが、平成34年度及び平成35年度は電気軽自動車及び天然ガス系自動車のうち自家用の乗用のみ軽減を受けられるようにするものでございます。

次に、下段9ページをご覧ください。改正条例第4条による附則第15条の6第2項ですが、軽自動車税の環境性能割について100分の3を100分の2とするものに、当分の間を加えた改正でございます。

税目が変わりまして、法人町民税の改正でございます。改正条例第5条は、平成30年浪江町条例第18条で資本金が1億円以上の大規模法人等の法人町民税の申告について電子申告を義務づけるとする条例を昨年6月定例会で可決いただきましたが、それに加えまして電気通信機器の故障、災害その他の理由により電子申告が困難であると認められる場合においては、町長の承認により書類による提出をすることができるよう規定を整備するものでございます。

今回の改正条例の附則では、まず施行日を規定しております。個人町民税、固定資産税、軽自動車税、軽自動車税の環境性能割、軽自動車税の種別割、法人町民税に関する経過措置を規定しております。

最後に施行日でございますが、この改正は平成31年4月1日から原則的な施行となります。一部の規定は、平成31年6月1日、平成31年10月1日、平成32年1月1日、平成33年1月1日、平成33年4月1日から施行することとなっております。

なお、資料の2ページから9ページの各改正条の右側にそれぞれの施行日を記載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、資料の確認調整のために、暫時休議といたします。

（午後2時15分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2 時 2 0 分）

○議長（佐々木恵寿君） ただいまから議会運営委員会を開催しますので、暫時休議といたします。

（午後 2 時 2 1 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2 時 3 3 分）

○議長（佐々木恵寿君） ここで、佐藤副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 改めてお詫びを申し上げます。

開会前に差し替えをお願いしたところでございますが、それにも関わらずページを抜かした形のを皆様にお渡しをしてしまいました。誠に申し訳ございません。今後、このようなことがないように、改めてチェック体制の強化など防止策を講じてまいりたいと思います。お詫びを申し上げます。

それで、先ほど 4 ページが抜けておりましたので、改めて担当課長よりご説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 大変申し訳ありませんでした。

それでは、改めまして 4 ページについて、ご説明をさせていただきます。

こちらが軽自動車税の改正でございます。税制改正によりまして、平成31年10月1日から新たに軽自動車税環境性能割が創設されます。また、現行の軽自動車税は、軽自動車税の種別割と名称が変更となります。この改正により、軽自動車税は環境性能割と種別割の2つで構成されることとなります。

改正条例第2条による附則第15条の2及び第15条の6第3項の改正については、4ページの下表になります。平成31年10月1日から平成32年9月30日を特定期間として期間内に乗用の軽自動車を購入した場合、燃費性能に応じて非課税、または1%減額されるものでございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地方税法施行令等が改正されたことに伴う、浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、承認第8号資料によりご説明申し上げます。

1 ページをご覧くださいと思います。主な改正内容は、まず1点目が、第2条第2項、第23条の改正になります。基礎課税額医療給付費分において国民健康保険税賦課限度額を現在の58万円から61万円に3万円引き上げるものでございます。

2点目が、第23条の改正になります。軽減判定所得基準の5割軽減及び2割軽減の世帯の基準を拡充する改正でございます。国民健康保険税の応益割部分、加入者1人当たり負担額の均等割額及び、1世帯当たりの負担額の平等割額について一定の所得以下の方については、減額するという制度でございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を、現行の27万5000円から28万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を現行の50万円から51万円に引き上げるものでございます。

施行期日でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行となります。この条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとなります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、常任委員会開催のため、午後3時45分まで休議します。

総務常任委員会は第1委員会室、産業・建設常任委員会は第2委

員会室、文教・厚生常任委員会は第3委員会室で開催します。

なお、関係課長についても、出席をお願いします。

(午後2時38分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後3時46分)

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 2つ、過程項目は別にして、今回の専決が復興予算絡みだということもありますが、総額で14億2,300万円、大幅な専決です。やむを得ない事情があって、専決という事項もあるということは理解いたしますが、所管で今審査してきた農林以下の専決事項で、例えば花卉栽培の事業が国直轄になったと、26ページです、これはたまたまこれは1つの事例ですが、農林水産費の、ここに書いてあるとおり農業振興費で負担金補助金で1842万6000円の減額専決処分です。この事業は、国産花卉イノベーション推進事業ということで、花卉の栽培とか輸送に関わる事業が国直轄事業になったと。委員会審査で、国事業に採択されたのはいつですかと聞いたならば、当初予算成立後だと、要するに今専決で上げるようなそういう事業内容ではないと、既にわかっていたことで、減額補正は、これまでの議会で十分対応できたと、それが今回の専決になったという問題が1つです。

いちいち精査はできませんが、こういう問題が含まれている14億2300万円の専決処分だと。しかも、3月議会があったわけですが、ちょうど2カ月前ということですが、精査はできませんが、3月議会でも十分行政処理の中で対応できたのではないかと、なぜ専決なのかと。その他の項目についても、処理の遅れということがないのかという問題、トータルの問題として副町長でも、企画財政課長でも総務課長でも結構ですので、どういう精査をされたのかということも含めてお尋ねします。お答えください。

それから、具体項目ですが、12ページ、使用料の中に衛生使用料、墓地永代使用料、75万円の専決が行われています。これは、どこの墓地永代使用料、なぜ町が負担することになったのか、その理由、

原因も含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 1点目の専決処分についてでございますが、この件については、当然3月補正に間に合わないもの、または確定しないものについて専決で当然上げるべきものと思っております。

この件については、再三ご指摘を受けているところでございますので、この辺については、再度予算の精査等について点検をいたしまして、このようなことがないように、とにかく3月で減額等できるものについては今後そういうことで対応するようにしてまいりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 墓地の永代使用料については、大平山霊園3区画分の永代使用料であります。委員会で説明漏れてしまいました。申し訳ありませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 墓地の永代使用料については、わかりました。

なお、専決については、地方自治法でも決められていることです。復興途上だし、事業量も多いと、なかなか一つ一つの処理が的確に行えないという行政上の事情もあるということはあるが、3月議会があつて今度の議会で14億2300万円の専決というのは、私は、はっきり申し上げると議会軽視の行政の対応ではないかと。しかも、個々の問題で私は吟味しきれないが、今の花卉栽培の国直轄事業の専決処分については、私は、はっきり申し上げて、こういう行政処理については、町民からの理解と納得は得られないであろうと、議会からもそのことを指摘しておきたいと思っております。今後、大いに改めてもらいたいということ強く指摘しておきます。

○議長（佐々木恵寿君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、承認第1号は、承認することに決定しました。
-

◎承認第2号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第8、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、承認第2号は、承認することに決定しました。
-

◎承認第3号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第9、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(佐々木恵寿君) 起立多数であります。

よって、承認第3号は、承認することに決定しました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木恵寿君) 日程第10、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐々木恵寿君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐々木恵寿君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(佐々木恵寿君) 起立多数であります。

よって、承認第4号は、承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木恵寿君) 日程第11、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐々木恵寿君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、承認第5号は、承認することに決定いたしました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、承認第6号は、承認することに決定いたしました。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 本会議でこういうことを言うのも大変失礼なことですが、税条例改正の説明、それから中身については正直少しばかり調査はしてきましたが、理解することが大変困難な中身だと、説明だったということについても、一言申し上げて質疑に入りたいと思います。

資料の2ページ、町民税に関することですが、個人町民税の説明欄の3段目です、ポイントだけ言いますので、寡婦及び寡夫とはならないが単身で子供を育てている状況は同じであることから云々と書いてあります。

要するに、第3条による改正は、死別及び離別、寡婦あるいは寡婦夫にはならないという改正ですよね。寡婦の対象にはならないということなのです、この条文は。それで、ほかのことについても若干調べました。公営住宅家賃については、ひとり親として認められているのではないかと、保育料の算定についても同様にひとり親として認められているのではないかと。根幹である地方税法で、なぜ該当にならないのかということとは甚だ疑問であります。お尋ねをいたします、なぜそうなのか。

それから、同じ資料2ページで、第34条の7ふるさと納税について書いてあります。これも説明資料としては、極めて不十分です。要するに、ふるさと納税制度について、総務大臣が認めた特例控除の対象でなければ認めないと、こういう条文改正なのです。こういう場でそもそもの話をすると失礼な話なのだが、同僚議員の理解を得るために、若干そもそものに触れながら話をしたいと思いますが、このふるさと納税制度そのものは、寄附金控除という制度を国がつくって、税の移転、東京の人が浪江町にふるさと納税すると、そうするとその分控除される浪江町の税収入は、ということで税の移転を行うものとしてこの制度は国自らつくったわけです。結果どういことが起きたかということ、3割を超えてはならないとか、いろいろな基準が設けられましたが、そもそも地方財政が容易でないということを国が承知しているから、寄附金控除という制度によって税の移転を法的に認められるようになったと。そのことによって、地方間の競争が生まれたわけです。そのことが良かったかどうかというのは別にして、国がそもそもそういう制度をつくっておきながら、どうもこの制度が本来の目的から逸脱していると、国の基準に満たないものは認めないと。国が自らつくった制度の結果、矛盾が生じたにも関わらず、そのことを特例基準の見直しによって縛りをかけ

てきているということではないかと。何が問題だと、やはり地方財政が厳しいということです。だから、こういう制度を自らつくって、あれこれの矛盾が出た、縛りかける、結果、地方の財政が改善しないということになるのではないかと。

今回の改正による特別控除の対象にならないというこの中身の問題について、町はどう考えているか、お尋ねしたいと思います。

それから、資料4ページ、軽自動車税環境性能割及び種別割、それから5ページ、平成17年度排ガス基準75%低減達成による軽減措置ということなのですが、あれこれこういう軽減措置を設けました。結果として今回の地方税法改正によって地方財政が豊かになるというところなのですが、地方財政の向上に、拡充に役立つものなのですか。中身としては、先ほど課長が説明されたものなのですが、こういう車体区分による課税の見直しは、地方財政にとって拡充しないのではないかと私はみたのですが、もちろんそういう説明もありませんでした。町は、そのことについてどういう理解をしているか、お尋ねいたします。

最後です。あれこれの地方税改正については、これは今年3月27日参議院で地方税法改正が通過して、こういうことになったわけですが、今回の地方税法改正の根本にある問題、消費税増税との絡み、絡みという言い方をするとあれなのだが、消費税増税という大きな方針があって、そのもとであれこれの改正が行われてきていると、私は事務調査したわけですが、今回の説明にはありませんでしたが、そういう問題があるのかないのかについて、お尋ねいたします。

以上、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 4つ質問いただきました。順番にお答え申し上げます。

まず、1点目の単身児童扶養者の関係のお話をいただきましたが、これまで非課税の範囲には寡婦、寡夫などは対象に含まれておりましたが、こういった事実婚でない単身で子供を育てている状況の方については該当となっておりませんでした。今回の改正によりまして追加をさせていただくといった改正となっておりますので、非課税の対象となるということでございます。

次に、2点目でございます。ふるさと納税の関係のご質問でありましたが、まず浪江町におきましては、地場産品、それから寄附の3割以下ということで、現在も国の定める基準で行っております。国にも今申請を出していると聞いておりますし、これについては6月1日からこういう形で施行となりますが、認定になるものと考え

ているところでございます。

次に、軽自動車税、今回大きな部分で軽自動車税の改正が大きく5条立てとなったものでございますが、グリーン化特例などのお話をさせていただきましたが、こちらについてはクリーンな車ということで認定を受けますと、国の認定を受けるわけなのですが、この資料の中で、先ほど抜けていて大変申し訳なかったんですが、5ページの頭のところの星印、星4つがでございます。見方ですが、平成17年排出ガス基準75%低減達成、上のページの表を見ていただきますと星4つ、かつ2020年度燃費基準プラス20%達成者ですとか、それ以下に記載されておりますが、そういった車については減額になるということでございますので、これが役に立つかといいますと、クリーン化していくという部分で言えば役に立っていると考えてございます。

最後に、地方税法の今回の改正に伴う条例の改正ですが、消費税の増税分のお話がなかったということでございましたが、この10月1日から予定されている消費税の増税と関係してまいりますものは、まずは軽自動車税の環境性能割、ちょうど抜けていた4ページでございますが、資料の4ページでして、新車または中古車で取得価格が50万円以上のものについては、性能によりまして、本来の税率というのが例えば一番下ですと2%となっておりますが、期間限定になります。平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得された場合については、この表の右側になりますが、特定期間の税率ということで、2%が1%に減額になりまして、1%をお支払いいただくという形になります。その1%の不足分については、国が全額補填をするという中身となっております。

あともう1点、消費税増税に絡む部分といたしましては、住宅ローンとの関係でございまして、3ページでございます。3ページの(3)になります。読まさせていただきますと、住宅借入金特別控除に係る特定取得し、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に住居の用に供した場合に受けられる控除期間を現在の10年から13年に延長するというようになっております。つまり、消費税が上がった8%から10%になったものを購入する、そして居住をこの期間にした方についてはこのような控除の部分が広がるといった改正になってございます。

説明は以上です。お願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 消費税増税との関係については、今の答弁には整理して受け止めることができませんでした。ご存知のとおり、今

回の税法改正は2019年度税制改正の大綱に基づいて法案化されたものだ。2019年度の税制改正の大綱は、いわゆる2019年10月から消費税を10%に引き上げると、そういう骨格のもとで今回の税制改正が行われたということで、消費税増税絡みの問題だということは明らかだということはお認めになったほうがいいと思います。

それから、ひとり親の住民税非課税措置の問題について、若干寡婦及び寡夫控除と混同して質問しましたので、そこは訂正しておきます。確かに個人住民税では、ひとり親世帯についても住民税は非課税措置になるとそういう改正です。一方では、住民税ではそういう措置をとりながらも、所得税、あるいは住民税申告の際の寡婦及び寡夫としては認められないんです。言っている意味わかりますか。そこを、私も混同してお話したので、ご迷惑かけましたが、そういう中身です。それは、そういう仕組みになっているということは、課長ご存知だと思います。そのほかの公営住宅とか、保育料算定の場合の寡婦及び寡夫控除は対象になっていないのかということ、そちらでは該当すると、それはおかしいのではないですかという質問でした。整理してお話しましたが、おわかりいただけたでしょうかね、ではないですかということをお尋ねしています、そうだとかそうでないとかとお答えいただければ結構です。

それから、ふるさと納税については、課長が答弁されたそういう中身なのですが、そもそもは給付金控除という制度をつくることによって税の地方移転と言ったほうがいいと思うのだが、そういう制度をつくったんだと、ところが全国の自治体の中で競争して、それを超える、あるいは地場産品でないものを返礼品として使うとかということで、総務省が待ったをかけて今回の改正になったということですが、経過はそのとおり。しかし、問題はふるさと納税制度そのものは、税の地方とあえて言いますが、地方移転という制度を国がつくったわけでしょう、そこから派生した様々な矛盾について、国自身がつくったその矛盾の見直しをしないであれこれ特例控除の項目を厳しく規制すると。こういうことは、地方財政が厳しいということを一方では、国はわかっておりながら、地方自治体独自のそうした努力を自らつくった制度で縛りをかけると、こういうことはいかななものかと。町として、そういうあり方について問題ありという認識はないですか、こういうことです、ふるさと納税の特別控除の問題については。それが、資料の2ページ。

それから、車体区分による課税の見直しについては、課長が言われたように、2%のうち1%分は国が補填をするというものだから、地方財政にも効果をもたらすものだと、そう解釈しているという答

弁だったと思うのですが、しかし今回の車体区分による課税見直しは全体として地方財政の拡充にはつながらないんです。この法律を通して、これでやるという立場であれば、それは地方財政にあれこれの効果あるという解釈もできるかもしれませんが、実態として自動車の恒久減税による税収減の穴埋めのためにこういう制度をつくるわけだから、地方財政の拡充には貢献しないということは、私は明らかだと思います。そういう問題について、どうお考えになっているかお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） まず、1つ目の単身児童扶養者の関係のご質問にお答え申し上げます。

今、議員おっしゃるとおり、こちらはあくまでも非課税の基準ということで、加えるものでございまして、町民税の控除額ですとかそういったものには含まれてはおりません。

それから、2つ目のふるさと納税の関係で、町として問題はないかということのご質問ですが、かなりふるさと納税ということで、地場産品ではなくて3割を超えている自治体とか過度になっていたということがすごく背景にはあったと思います。そもそもふるさと納税の考え方から外れてきていたような感じもしておりました。その中でしっかりと最初の考えに戻る形で、地場産品を使う、それから3割以下にするということになったと認識しております。

それから、3点目の軽自動車税の関係でございしますが、拡充につながらないのではないかという部分もご指摘ありましたが、クリーンなものにしていくということが非常に大事でありますし、また、1年間の間に購入した場合はということで、2%が1%という形で環境性能割、昔で言えば取得税になりますが、そこはありますが、この前の段階の今回の改正の中にも一部記載させていただいておりますが、今回の改正第4条の改正の中で環境性能割の関係で、100分の3とある、つまり3%なのですが、それを100分の2とすることで時限立法だったんですが、それを9ページの中段ほどになるのですが、当分の間ということで追加をしております。つまりは、この1年間で購入しないと1%は減にならないということではございますが、3%であるのを2%と当分の間するということでございますので、その部分で追加が入っておりますので、上がっていないと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 承認第7号について、反対の討論をいたします。大きな問題としては、2019年税制改革大綱の骨格になっているのは消費税増税だと、そのための様々な税制改正だと、一部改善改良されたものはありますが、大きな流れがそういうものだということで、今回の改正には賛成できないという理由が1つです。

それから、2つ目には、一部改善改良という中身として、住民税のひとり親非課税措置を認めたということはありませんが、しかし住民税申告の際に寡婦、寡夫、いわゆるひとり親は、公営住宅とか、保育料の算定には、寡婦として控除されるのにもかかわらず最も土台となるべき個人住民税の申告に対象にならないと、そういう矛盾と欠陥を抱えている税制改正だということが2つ目です。多分これはいずれ改善されますよ、だから町としても改善を求めていく必要があるだろうということもつけ加えておきます。

それから、反対理由の3つ目としては、ふるさと納税です。様々な問題はあるが、全国の自治体の中ではふるさと納税の分を災害対応として使ったり、あるいは福祉施策のために使ったり、文化財修復などに利用しているそういう自治体も少なくないという前進的な事例もあると。だから、国は今回の税制改正で、特別控除の対象にならないという基準を、縛りかけるのではなく、全国自治体の中でふるさと納税制度をいかして都会の人、あるいは全国の人と深く結びついて地方財政の地域の文化、歴史、経済の振興を真剣に考えているところもあるわけです。何が問題かという、一方的に法律を改正して縛りかけるというやり方は、自分たちでつくった制度の矛盾が表面化してきている問題なのだから、もっと全国自治体の意見を聞いて、そして前向きな方向で見直しをかけると、そういう姿勢が必要ではないかと、それが全くないと。そこが大きな問題であり、欠陥だというのが3つ目の問題です。

それから、車体区分による課税の見直し、もちろん地球環境の問題もありますから、クリーン車の購入に対する軽減措置は、私は結構だと思います。しかし、大きく言うと、自動車の恒久減税のための税収減の穴埋めとして今回車体区分による課税の見直しが行われていると。これは、結果としては地方財政の拡充にはならない、そういう大きな問題をはらんだ地方財政法の改正だということを明らかにして、私は反対の立場を明らかにするものであります。

○議長（佐々木恵寿君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、承認第7号は、承認することに決定しました。

◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 承認第8号の問題です。もう問題点は一目瞭然だと思っております。今回の国保税条例一部改正によって、医療給付分、後期高齢者分、介護納付分、合わせると最高限度額が96万円になるんです。確かに、我々はこの国民健康保険税にかかわる免税が一定所得基準はありますが、免税措置を受けております。だからといって、今回の改正を拱手傍観して認めるわけにはいかないと、私は思います。

そこで、端的にお尋ねいたします。最高限度額これまでより3万円引き上がって96万円になりました。引き上げの大きな理由は何でしょう、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

引き上げの大きな理由といたしましては、まずは上位法の地方税法の改正というのがあり引き上げをしたというのが、一つの理由として挙げられますが、一方で、軽減判定の中間層以下、低所得の方の部分を拡充したという部分もございますので、理由といたしましては、全体の医療にかかる部分もあろうかと思いますが、全体のバランス的に改正の趣旨はなっているのかなと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 別な角度からお尋ねいたします。

最高限度額ですから、誰も彼もこの対象になるものではありませんが、国保加入者の絶対的所得が低いことはご存知だと思います。具体的にお尋ねいたします。浪江町の国保加入者の平均所得は、いくらになっていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 今のご質問は、平均の所得ということですが、今現在その数字は持ち合わせおりませんが、今回の改正による影響される方についてお答えさせていただきますと、限度額超過の世帯で影響を3月31日時点におけるものになりますが、72世帯の方が限度額に影響がある世帯ということになります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 調査不十分で申し訳ない質問になりますが、浪江町の国保加入者は3600人ぐらい、世帯にして1650世帯ぐらいだと思います。正直、議案調査きっちりやっていないので、私の記憶・推測で申し上げましたが、今課長答弁されたように収入超過者は72世帯だということだから、絶対的には国保加入者世帯は低所得ですよ、高齢者もいる、それから社会保険から国保に変わる、高齢者、低所得者、そういう人たちが加入している保険制度です。その中で、今の課長答弁からいうと、圧倒的多数は絶対的低所得者が加入しているという中で、国保の限度額が上がると、1人当たりの国保料も上がると。これは、3月3日の福島民友新聞ですが、2018年度から国保事業は市町村から県に移管されて運営が始まっていますが、浪江町は2018年度比でいうと本算定の結果2.09%下がりました。下がったが、1人当たりになると9万8240円ですよ。これはまた別な角度から議論しますが、国保の課税の制度そのものが財産にもかかる、世帯にもかかる、頭割にもかかる、資産にもかかる、こういう仕組みなのです。一番の問題は、国保に加入している絶対世帯の所得は低いのに、人头割、頭割こういう課税の仕組みがあるからこういうふうに高くなるのではないですか。担当課長として、国保料が高くなる、そういう背景の根本問題どう考えていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

まず、資産割については、昨年度廃止とさせていただいております。よろしく願いいたします。

次に、低所得者の方が多いというご指摘をいただきました。軽減世帯数で私の持っているものでお答え申し上げますと、今年3月末になりますが、国保の加入世帯数が3987世帯でございます。そのうち軽減の世帯の数が、7割・5割・2割の軽減を受けている世帯と

ということになります。全体で2711世帯ございまして、こちらの世帯については、何らかの軽減措置があるという状況にございます。

次に、3月3日浪江町は9万8240円ということで新聞にも出ておりました。郡内で申しますと7番目の金額となっているようでございます。税率算定については、次の6月定例会で改正をお願いすることとなります。

最後に、人头割の関係については、国民健康保険法の中でこの人头割というものは外せないものということに上位法で決まっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐々木恵寿君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 承認第8号に反対の討論をいたします。

若干ではありますが、浪江町の国民健康保険会計事業の一部が明らかになったのではないかと思います。なお、私の発言を訂正しておきますが、加入世帯については、千六百数十世帯ということについては調査不足でしたので、現状については、今課長が答弁されたように約4000世帯あるということです。4000世帯のうち約7割2711世帯が軽減判定対象の世帯だということですから、別な角度から国保の加入者の所得が絶対的に所得が低いとそういう世帯に対して、平均でいうと先ほど言ったように9万8000円、今のところは一定の所得以下の人たちは減免措置を受けておりますが、長期化する避難生活、仕事もない、事業再開もできない、こういう中でこういう高額な国保税の税条例の改正は、町民の立場からはどんなことがあっても私は同意できないと思います。

なお、国保税が高い理由について、課長は3点挙げました。地方税法の改正によるものだというのが1つ。高いとはいいますが軽減判定が拡充されていて、一部緩和措置がなされていると、問題は小さいという認識だということです。それから、3つ目には、医療費が増加していると。この3つを挙げられましたが、法律でそうだからということでここに示されているわけだが、この問題を町民の立場でどう吟味すべきかというのが、我々の立場だと思うのです。改善の方向はというと、私は2つあると思います。

1つは、出口が見えないという現状においては、国民健康保険税、介護保険、後期高齢者分も含めた減免措置を継続するというのが、

絶対的な条件だと思います。

2つ目には、ほかの保険制度にはない国民健康保険にだけある人头割、前近代的な課税制度です。これは改めていくと、この前の議会でも一般質問でやりました。こういう見直しなしには、仮に本則に戻ったにしても国保税の滞納は増加するばかりであることは明らかであります。改善の方向もしっかり見据えながら、町民の立場であるべき国民健康保険課税制度について改善、解決する努力を強く求めて、私は反対の立場を明らかにするものであります。

○議長（佐々木恵寿君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、承認第8号は、承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本臨時会に付された事件は、全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和元年第2回浪江町議会臨時会を閉会します。

（午後4時50分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和元年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

浪江町議会副議長 佐々木 恵 寿

署名議員 佐々木 勇 治

署名議員 平 本 佳 司

署名議員 渡 邊 泰 彦